

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月31日

【会社名】 スリープログループ株式会社

【英訳名】 ThreePro Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村 田 峰 人

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

【電話番号】 03(6832)3260

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 松 沢 隆 平

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

【電話番号】 03(6832)3260

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 松 沢 隆 平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、WELLCOM IS株式会社（以下「WELLCOM IS」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両者の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	WELLCOM IS株式会社
本店の所在地	福岡県福岡市中央区天神一丁目13番21号
代表者の氏名	代表取締役 福田 和男
資本金の額	115,550千円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	161,514千円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	475,160千円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	インハウスBPO・コンタクトセンター事業・人材派遣・人材紹介事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：千円）

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	16,131	728,511	685,643
営業利益 又は営業損失( )	11,683	8,381	26,460
経常利益 又は経常損失( )	14,156	6,513	25,102
当期純利益 又は当期純損失( )	17,093	410	16,434

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年7月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
SPRING株式会社	52.36
村田 峰人	47.64

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社及びWELLCOM ISの間には、業務委託取引があります。

### （2）当該株式交換の目的

当社は、ITを中心とした導入・設置・交換・保守支援、コンタクトセンター運用及びスタッフ支援、営業代行・販売支援、システム・エンジニアリング開発受託・スタッフ支援から構成されるIT関連のBPOサービスを軸とした事業を展開しております。

一方、WELLCOM ISは、コンタクトセンターサービス、BPOサービスを中心に業務展開するSPRING株式会社（以下「SPRING」といいます。）の子会社であり、顧客の事務プロセスの分析・改善・合理化等のための業務プロセスならびにコンタクトセンター事業を中心としたBPO事業を展開しております。

コンタクトセンター業務等のBPO事業を中心とした事業を展開している当社とWELLCOM ISとの事業内容には高い親和性と補完性があることから、当社は、WELLCOM ISの事業を当社の事業と統合することにより、以下に記載するような当社グループの企業価値向上につなげることを目的として、本株式交換を実施することといたしました。

- 1) コンタクトセンターサービスを中心としたBPO事業において、両社間の重複を廃し、効率運営・規模の拡大を図る事ができる。
  - 2) IT関連のテクニカルサポートに強みを有する当社のコンタクトセンター事業と、受発注業務等の業務センター、業務プロセス見直しを中心とするBPO事業に強みを有するWELLCOM ISとを一体運営することにより、コンタクトセンター業務・BPO業務における機能相互補完と顧客サービスの一段の強化をする事ができる。
  - 3) 当社とWELLCOM ISとの取引先には重複が少なく、グループ化により、取引先を拡充する事ができる。
- (注)：BPO (Business Process Outsourcing) とは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略称であり、顧客企業の業務処理(ビジネスプロセス)の一部を専門業者に外部委託することです。専門業者が業務プロセスを分析、企画することで顧客企業にとって業務プロセスの最適化、運用コストの変動費化等のメリットがあります。

また、本株式交換により、WELLCOM ISの株主であるSPRINGは持株比率8.70%の当社株主となり、同じくWELLCOM ISの株主である村田峰人は持株比率7.92%の当社株主となります。当社は、本株式交換によって村田峰人が当社株式を取得することは、同人に対し、当社グループの持続的な成長に向けたインセンティブとして機能し、結果として当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

平成27年7月31日に締結した株式交換契約に基づき、平成27年8月31日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、WELLCOM ISを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	WELLCOM IS株式会社 (完全子会社)
株式交換比率	1	235
株式交換により交付する株式数	普通株式：1,037,290株	

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式1,037,290株を発行し、WELLCOM ISの株式1株に対して、当社普通株式235株を割当交付いたします。なお、当社が保有する自己株式546,000株は今後の資本政策を機動的に行う可能性を総合的に勘案した結果、本株式交換には使用いたしません。

株式交換契約の内容

当社及びWELLCOM ISが平成27年7月31日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

スリープログループ株式会社(以下「甲」という。)及びWELLCOM IS株式会社(以下「乙」という。)は、平成27年7月31日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。
2. 本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 株式交換完全親会社  
商号：スリープログループ株式会社  
住所：東京都新宿区西新宿七丁目21番3号 西新宿大京ビル
  - (2) 株式交換完全子会社  
商号：WELLCOM IS株式会社  
住所：福岡県福岡市中央区天神一丁目13番21号

第2条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に235を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式235株を割り当てる。
3. 甲は、前二項に基づき本割当対象株主に対して交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第3条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第4条 (効力発生日)

1. 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成27年8月31日とする。
2. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (株主総会の承認)

1. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、本項に定める手續を変更することができる。
2. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認が必要となった場合は、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認、その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。また、乙は本契約締結前に甲に対し借入金全額が返済されたことを通知し、甲が事前に承諾していない借入金に関しては、本契約締結前に全額返済を完了していなければならない。

第7条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財産状態、経営成績、事業、権利義務その他の状況に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、甲及び乙は、相互に誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、第5条第1項に定める乙の株主総会の承認、又は、第5条第2項但書に該当する場合の甲の株主総会の承認が得られない場合。
- (2) 前条の規定に基づいて本契約が解除されたとき。

第9条 (準拠法及び合意管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月31日

- 甲 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号 西新宿大京ビル  
スリープログループ株式会社  
代表取締役社長 村田 峰人
- 乙 福岡県福岡市中央区天神一丁目13番21号  
WELLCOM IS株式会社  
代表取締役 福田 和男

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関として坂田公認会計士・税理士事務所（以下「坂田事務所」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

坂田事務所は、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、WELLCOM ISについては、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、坂田事務所から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、WELLCOM ISとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

算定機関との関係

坂田事務所は、当社及びWELLCOM ISから独立した算定機関であり、当社及びWELLCOM ISの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	スリープログループ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 村田 峰人
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	ITを中心とした導入・設置・交換・保守支援サービス、コンタクトセンター運用及びスタッフ支援サービス、営業代行・販売支援サービス、システム・エンジニアリング開発受託・スタッフ支援サービス